

後期高齢者医療制度についてお知らせします

健康福祉部保険年金課

75歳以上のかたと、65歳以上で後期高齢者医療制度の障害認定を受けているかたへ、後期高齢者医療制度の各種通知を7月にお送りします。その内容についてお知らせします。

また、平成22年度は後期高齢者医療保険料の料率が改定となります。

平成22年度保険料の料率の改定

保険料の料率は医療給付費等にかかる財源のうち、保険料でまかなう割合については、人口構成に占める後期高齢者と現役世代の比率の変化に応じて、2年ごとに直直します。

平成22年度は保険料の料率の改定の年となり、皆さんからいただく保険料の料率を見直しました。

平成22年度の保険料の料率は、均等割額3万7800円、所得割率は6・56%から7・18%に改定となりました。

保険料の改定理由は、医療費が増えていくことが大きな

後期高齢者医療被保険者証の更新

現在お使いになっている後期高齢者医療被保険者証は、7月31日(土)で有効期限が切れます。

8月1日(日)からお使いいただく新しい被保険者証は、安全かつ確実にお届けするため被保険者あてに簡易書留で7月下旬に送付します。

問い合わせ

健康福祉部保険年金課

要因であり、増える医療費をまかなうために、保険料の料率を見直しました。

そのため、前年と同じ所得でも、21年度の保険料と22年度の保険料が、同額にならないことがあります。

所得のあるかたは、原則として所得率の上昇分(0・62ポイント)の保険料が増額することになります。

ただし、年金収入168万円旧ただし書き所得15万円)までのかたは、低所得者対策により所得割を全額軽減するため、実際の保険料額に変更はありません。(左図参照)

保険料賦課決定通知書・納入通知書を7月にお送りします

被保険者のかたに納めていただく平成22年度の保険料額が決定しました。

年金の4月支給分から仮徴収額を天引きさせていただきます。特別徴収のかたには、後期高齢者医療保険料額決定通知書をお送りします。年間保険料と年金からの毎回の天

引金額(4月・翌年2月)をご確認いただけます。年金から天引きされない普通徴収のかたには、後期高齢者医療保険料額決定通知書、納入通知書(納付書)をお送りします。取り扱い金融機関で納付をお願いします。※すでに口座振替の手続きをされているかたには、納付書をお送りしません。

保険料について 保険料は、世帯単位でなく、個人単位で納付していただきます。保険料は、定額の均等割額と、被保険者個人の所得額を基に計算される所得割額により構成され、その合計額が保険料となります。(左図参照)

保険料の納付は、原則として年金からの天引き(特別徴収)となりますが、次のいずれかに該当するかたは、納付書や口座振替により個別に納めていただく普通徴収となります。

○年金額が年額18万円以下のかた
○介護保険料とあわせて徴収額が年金額の2分の1以上になるかた
○年金を受給していないかた
○納付方法の変更届により、特別徴収の中止の手続きを

されたかた ○平成22年6月以降に東村山市で被保険者となったかた ※納付方法の変更届により特別徴収を中止した場合の納付方法は、口座振替のみとなります。

低所得のかたは保険料が軽減されます 均等割額の軽減 同一世帯内の被保険者及び世帯主の所得に応じて、保険料の均等割額が軽減されます。

所得割額の軽減 厚生年金の一般的な収入である21万円(旧ただし書き所得が58万円)までの所得階層のかたは、保険料の所得割額

が軽減されます。(左図参照) 保険料の支払い方法を 口座振替に変更できます 保険料の支払い方法を特別徴収(年金からの天引き)から口座振替へ変更を希望されるかたは、納付方法の変更届の提出と金融機関での口座振替の手続きが必要となります。詳細は保険年金課へお問い合わせください。

一部負担金の割合と自己負担限度額

表1 一部負担金の割合と自己負担限度額

所得区分	負担割合	自己負担限度額(月額)	
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
一定以上所得者1	3割	44,400円	80,100円
一般	1割	12,000円	44,400円
低所得2		8,000円	24,600円
低所得3			15,000円

1 = 同一世帯に一定以上所得(住民税の課税所得が145万円以上)の後期高齢者医療被保険者のかたがいる場合。ただし、後期高齢者医療被保険者の収入の合計が、2人以上の場合は520万円未満、本人のみ場合は383万円未満であれば、申請により負担割合が「1割」になります。申請方法等については、お問い合わせください。
2 = 住民登録上の世帯全員が住民税非課税のかた。
3 = 住民登録上の世帯全員が住民税非課税で、世帯全員の所得が0円(年金収入のみの場合、1人80万円以下)のかた、又は住民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者のかた。
4 = 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算します。過去12か月以内に4回以上該当する場合は、4回目以降は44,400円となります。

保険料の算定方法

均等割額 = 37,800円

ただし、同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額等()の合計が下記の基準額以下の場合は、均等割額が軽減されます。

- 33万円以下
 - 8.5割軽減で5,670円
 - 8.5割軽減を受ける世帯のうち、後期高齢者医療制度の被保険者全員が、年金収入80万円以下
 - 9割軽減で3,780円
 - 33万円+24.5万円×被保険者数(被保険者である世帯主を除く)以下
 - 5割軽減で18,900円
 - 33万円+35万円×被保険者数 以下
 - 2割軽減で30,240円
- 総所得金額等(軽減判定) 公的年金収入があるかたは、所得の合計から高齢者特別控除(15万円)が控除されます。8.5割軽減について、平成20・21年度は軽減後の年間保険料額は5,400円でしたが、平成22・23年度は5,600円になります。平成20・21年度の保険料は特例的に算出していたことによるものです。

+

所得割額 = (総所得 - 33万円) × 7.18%

総所得から基礎控除(33万円)を引き、所得率7.18%を乗じた額となります。ただし、次の所得階層のかたは、所得割額が軽減されます。

所得割額の軽減割合	
所得15万円まで	全額軽減
所得20万円まで	75%軽減
所得58万円まで	50%軽減

||

保険料(年額) ※限度額は50万円

が軽減されます。(左図参照) 保険料の支払い方法を 口座振替に変更できます 保険料の支払い方法を特別徴収(年金からの天引き)から口座振替へ変更を希望されるかたは、納付方法の変更届の提出と金融機関での口座振替の手続きが必要となります。詳細は保険年金課へお問い合わせください。

替の手続きをされているかたは、改めて手続きをする必要はありません。 申請により一部負担金が3割から1割になる場合があります

医療費の一部負担金の割合は年次更新により毎年8月に見直されます

平成22年度は被保険者証の更新となりますので、新しい被保険者証を7月下旬に郵送します。

該当する可能性のあるかたには、市から「基準収入額適用申請のお知らせ」を送付しましたので、申請を忘れないようご注意ください。

①同一世帯の被保険者は本人のみで、前年の収入が383万円未満の場合
②同一世帯に70歳〜74歳のかたがいる場合で、本人を含む前年の収入合計額が520万円未満の場合
③同一世帯に被保険者が本人を含め2人以上いる場合で、被保険者全員の収入合

表2 入院時食事療養費・生活療養費

自己負担額	療養病床	
	一般病床(食事代1食)	療養病床(食事代1食) 居住費(1日)
一定以上所得者(低所得以外のかた)	260円	460円
住民税非課税世帯	90日以内の入院(過去12か月の入院日数)	210円
	90日を超える入院(過去12か月の入院日数)	160円
低所得1	100円	130円
低所得2		100円
老齢福祉年金受給者		0円

1 = 世帯全員が住民税非課税のかた
2 = 世帯全員が住民税非課税で、世帯各人の収入が80万円以下のかた
①同一世帯の被保険者は本人のみで、前年の収入が383万円未満の場合
②同一世帯に70歳〜74歳のかたがいる場合で、本人を含む前年の収入合計額が520万円未満の場合
③同一世帯に被保険者が本人を含め2人以上いる場合で、被保険者全員の収入合

国保と後期高齢者の保養施設をご利用ください

国民健康保険(国保)及び後期高齢者医療制度に加入しているかたの保養を目的に、関東周辺の温泉地などの保養施設と契約しています。保養施設の一覧表は、保険年金課(本庁舎1階)で配布していますので、心身のリフレッシュに、ぜひご利用ください。

対象 国民健康保険及び後期高齢者医療制度に加入のかた

申請により一部負担金が3割から1割になる場合があります

一部負担金の割合が3割のかたで、次の①③のいずれかに該当する場合は、申請により翌月から1割負担となります。

該当する可能性のあるかたには、市から「基準収入額適用申請のお知らせ」を送付しましたので、申請を忘れないようご注意ください。

①同一世帯の被保険者は本人のみで、前年の収入が383万円未満の場合
②同一世帯に70歳〜74歳のかたがいる場合で、本人を含む前年の収入合計額が520万円未満の場合
③同一世帯に被保険者が本人を含め2人以上いる場合で、被保険者全員の収入合

計額が520万円未満の場合一部負担金の割合は、世帯構成の変更や修正申告等により、年次更新時以外でも変更になることがあります。(①③は表1参照)

自己負担限度額・入院時食事代の軽減 被保険者とその世帯全員のかたが住民税非課税の場合、自己負担限度額や入院時の食事代が軽減されます。該当するかた(表2参照)は、保険年金課で「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請をしてください。

※すでに認定証をお持ちのかたには、8月1日から有効の認定証を7月下旬にお送りします。改めて申請する必要はありません。

問い合わせ 健康福祉部保険年金課

障害基礎年金を受けているかたへ 7月30日(金)までに所得状況届の提出を 武蔵野年金事務所では、20歳前の障害により、国民年金の障害基礎年金を受けているかたへ、「所得状況届現況届」を6月30日に発送しました。

届いた「所得状況届(現況届)」に必要事項を明記し、7月30日(金)までに保険年金課(本庁舎1階)へ提出してください。

※閉庁日を除く
※「所得状況届(現況届)」が届いていないかたは、保険年金課へお問い合わせください。

問い合わせ 健康福祉部保険年金課

北山公園 初夏の花だより



初夏を迎えた北山公園では、まもなく大賀ハスが花します。大賀ハスは「古代ハス」とも呼ばれ、淡いピンク色の花が池一面に咲きま

大賀ハス

から季節の花が見ごろを迎える北山公園に、ぜひお越しください。★公園には駐車場がありませんので、車の来園は「遠慮ください。」

問い合わせ 都市環境部みどり環境課